



7月17日(土)・18日(日)

上尾夏まつり

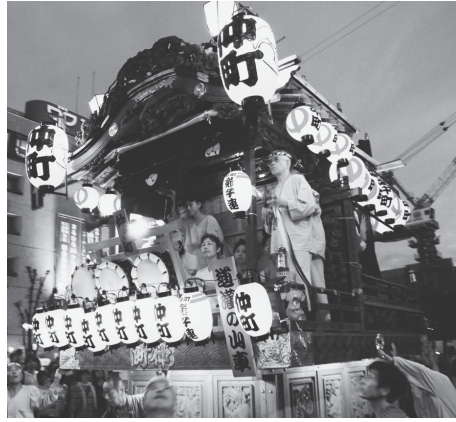
上尾夏まつり実行委員会では、毎年恒例の「上尾夏まつり」を開催します。17日は町内みこしの渡御、18日は正午から8町内のみこしの渡御や山車・引き太鼓の巡行などを行います。

▶とき 7月17日(土)・18日(日)

▶ところ JR上尾駅周辺

⇒上尾夏まつり実行委員会

(上尾商工会議所内、☎773-3111・☎775-9090)



山車に明かりがともり一層にぎやかに



熱気あふれるみこしの渡御



華麗に舞うバントワラー



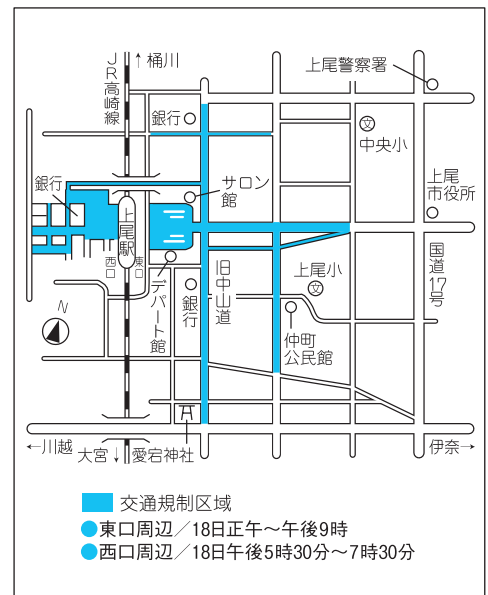
「夏だ！ 祭りだ！」



大人も顔負けに踊る子どもたち



駅前では阿波踊りの披露





7月31日(土) あげお花火大会

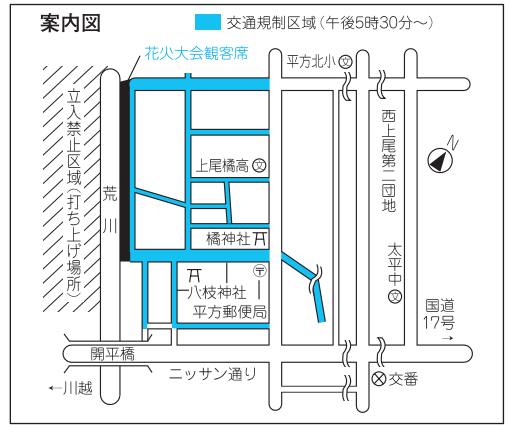
あげお花火大会実行委員会では、こしも夏の夜の風物詩「あげお花火大会」を盛大に開催します。夜空を華やかに彩る花火を見ながら、夏の思い出をつくってください。

▼とき 7月31日(土)午後7時～
(雨天/8月7日(土)に順延)

▼ところ 平方地内の荒川河川敷
※混雑が予想されますので、車の来場はなるべく遠慮ください。駐車場は、市観光協会ホームページ(<http://www.ageokankou.com/>)をご覧ください。
※JR上尾駅西口から会場近くまで



上尾の夜空を彩る花火(下部の光跡は開平橋)



で、午後4時から随時、臨時バス(有料)を運行します。路線バスも交通規制区域(右図参照)には入れません。
↓あげお花火大会実行委員会(市観光協会内、☎775-5917・FAX775-5024)

7月18日(日)

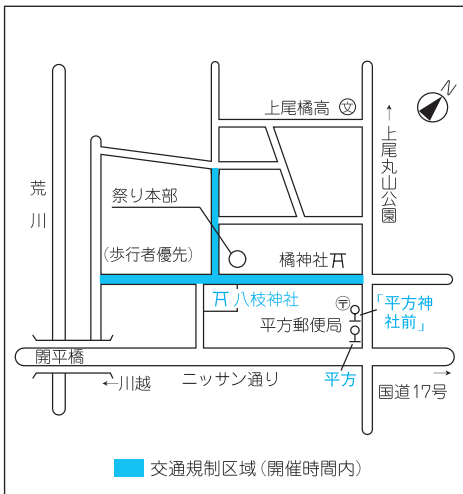
平方の 県選択・市指定 無形民俗文化財 どろいんきょ

平方のどろいんきょは、平方上宿地区で悪疫退散・五穀豊穡を祈願して白木造りの「いんきょみこし」を若衆たちが担ぎ回り民家の庭などで転がし、水をまいてどろどろになりながら激しくもみ合う勇壮な祭りです。

- ▶とき 7月18日(日)午後1時～
- ▶ところ 八枝神社(平方)周辺
- ▶交通 JR上尾駅西口から、東武バス平方方面行きで「平方」バス停下車、または市内循環バス「ぐるっとくん」「平方循環」「東西循環」で「平方神社前」バス停下車
⇨生涯学習課(☎775-9496・FAX776-2250)



泥だらけで激しくもみ合う若衆



※写真は、一部を除き昨年撮影したものです



「いんきょみこし」に乗った歌舞伎役者に扮(ふん)した人(平成18年撮影)



逆さまにした「いんきょみこし」の上で「ひょっとこ踊り」を披露



アナログ放送終了まであと1年

2011年7月24日(日)正午にアナログ放送は終了



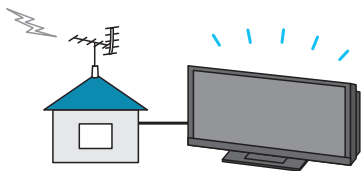
©日本民間放送連盟2009

※アナログ放送は、通常の放送が2011年6月30日(木)に終了し、7月1日(金)からの放送終了のお知らせ画面の表示を経て、7月24日正午にすべての放送が終了(完全停波)する予定です。

従来のアナログテレビは、そのままでは、デジタル放送を見ることができません。

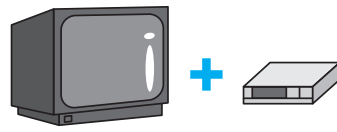
地上デジタル放送を視聴するには？

地上デジタル放送対応のテレビに買い換える



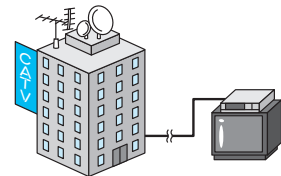
※UHFアンテナの設置が別に必要な場合があります。

地上デジタルチューナーを買い足し、現在使用しているアナログテレビに接続する



※UHFアンテナの設置が別に必要な場合があります。

地上デジタル放送対応済みのケーブルテレビに加入する



※ケーブルテレビの利用には、加入契約料・工事費・月額利用料などの費用が掛かります。

これらの準備で「何をすればよいか分からない」「テレビを買ったのにデジタル放送を受信できない」という人は、下記へ問い合わせるか、総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)のホームページをご覧ください。

問い合わせ

- 総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)
ホームページ <http://digisuppo.jp/>
- 総務省埼玉県テレビ受信者支援センター(デジサポ埼玉)
相談電話 ☎610-8080

●総務省地デジコールセンター

- ☎0570-07-0101(ナビダイヤル)
- ※IP電話など、上記番号でつながらない場合は、下記の番号へ
- ☎03-4334-1111
- 受付時間 月～金曜 日午前9時～午後9時
土・日曜日、祝日 午前9時～午後6時

地上デジタルテレビ放送 無料相談会を開催

地上デジタルテレビ放送をご覧いただくために、無料相談会を開催します。相談会では地デジ受信・視聴の個別相談を承りますのでこの機会にご相談ください。

- ▶ところ・とき ①市役所本庁舎1階市民ホール・7月1日(木)～6日(火)午前10時～午後4時、21日(水)～31日(土)午前10時～午後4時(土・日曜日を含む)②JR上尾駅自由通路・7月7日(水)～20日(火)午前10時～午後4時(土・日曜日、祝日を含む)
- ▶申し込み 当日、直接会場へ
- ⇒デジサポ埼玉相談会グループ(☎815-5820)

集合住宅の地上デジタル放送 対応状況の無料確認を実施中

デジサポでは、集合住宅の共聴施設が地上デジタル放送に対応しているかどうかの確認を無料で実施しています。

集合住宅に住んでいる人で地上デジタル放送対応かどうか不明な場合は、所有者などに相談の上ご利用ください。

- ▶とき 8月31日(火)まで
- ▶申し込み・問い合わせ 総務省テレビ受信者支援センター統括本部集合住宅キャンペーン事務局(☎03-5738-5347、ホームページ http://www.digisuppo.jp/chidigi_campaign/)



市長 キラリ 通心



暑さを楽しむ

市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。
梅雨も折り返しを過ぎ、いよいよ本格的な夏の到来を迎えますが、いかがお過ごしでしょうか。
夏といえば、クーラーや扇風機などの冷房器具を使い、いかに涼しく過ごすかを考えてしまいますが、あえて暑さを楽しんでみてはいかがでしょうか。まず、お勧めなのは夏祭り。ことしも恒例の「上尾夏まつり」や「平方のどろいんきょ」が開催されます。毎年わたしも参加させていただいていますが、汗を飛び散らせ、肩をぶつけながらみこしを担ぐ姿を見ると、暑い中でもすがすがしさを覚えます。またみこしを降ろし、車座になって笑顔で語り合う姿は、見ているこちらまで仲間になったような気持ちにさせてくれます。祭りは、古くから悪疫退散や五穀豊穡を願う祭礼ですが、1年に1回、懐かしい仲間と集う機会と元気になる活力を与え、さらには互いの垣根を外し、地域を一つにしてくれるとても大切なものです。

そして花火も忘れてはならない夏の風物詩です。ことしも多くの企業・団体・個人の皆さんに協賛を頂き、「あげお花火大会」が開催されます。また8月1日(日)には原市地区の皆さんが協力し、ことして29回目を迎える「原市花火大会」も開催されます。上尾の夜空を彩る赤・青・緑の光と、屋台から漂うおいしそうなにおいは、市内外から訪れるすべての人を笑顔にしてくれます。JR上尾駅の駅舎も生まれ変わり、電車で花火を見に来るお客さんを新しい“上尾の顔”として迎えられるようになりました。

毎年当たり前のように楽しめる夏祭りや花火大会は、開催するために何度も会議を開き、当日の運営や警備、翌日のごみ拾いなど、皆さんの笑顔がたくさんボランティアが支えています。少しでも安全で楽しい催しとなるよう、マナーを守って楽しむことも大切ではないでしょうか。

ここ数年埼玉県は暑さで注目されていますが、夏だからこそ暑さを楽しみ、冷房器具は少しお休みして、五感で夏の風物詩を感じてみてはいかがでしょうか。ただし熱中症には十分ご注意ください。



みこしを担ぐ島村市長(中央)

既存木造住宅の耐震診断・耐震改修費用を補助

建築指導課 ☎775-8490
☎775-9872

木造住宅の地震に対する安全性を向上させ、地震に強い住宅の整備を進めるため、木造住宅の耐震診断(一般診断・精密診断)や耐震改修を実施する人に費用の一部を補助します。

●耐震診断

▼対象建築物 木造住宅で昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅または兼用住宅で次の①～③に該当するもの

- ① 補助対象者本人またはその2親等以内の親族が所有している
 - ② 在来軸組工法か枠組壁工法によって建築された
 - ③ 階数が2以下
- ※建築基準法に適合していることが必要です。

▼補助対象 対象建築物に居住し、市税を完納している人

▼補助金額 耐震診断費用の2分の1の額(予算の範囲内で、2万5,000円を限度)

▼耐震診断をする人 建築士法の規定により登録を受けている建築士事務所か建設業法に規定する建設業者に所属する一級・二級建築士と木造

建築士

▼補助対象の耐震診断 (財)日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」または同等の耐震診断方法

※市の無料簡易耐震診断を事前に受診してください。

●耐震改修

▼対象建築物 木造住宅で昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅または兼用住宅で耐震性が不足しているもの

※建築基準法に適合しているほか、所有者、階数、工法、耐震診断など一定の基準があります。

▼補助金額 耐震改修工事費用の15・2%の額(予算の範囲内で、35万円を限度)

▼対象工事 (財)日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による耐震改修設計で市が認めた改修工事

※耐震診断者と工事施工者は、建築士資格や建設業登録の要件があります。

※工事を始めてから補助申請はできません。事前にご相談ください。

【耐震診断・耐震改修共通】

▼申し込み 補助金等交付申請書(建築指導課(市役所5階)にある)に必要な事項を記入の上、必要書類を添付して、直接建築指導課へ



税は納期限内に納めましょう!

市税・国民健康保険税の納付は、
近くのコンビニや金融機関で

⇒納税課(TEL 775-5135・FAX 775-9846)

コンビニで納付するときは見本①～③にご注意ください。

●対象税目 市・県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

●納付場所

・市役所、各支所・出張所
・市指定金融機関(埼玉りそな銀行)

・市収納代理金融機関

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、群馬銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東和銀行、栃木銀行、大光銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫、城北信用金庫、中央労働金庫、あだち野農業協同組合

○ゆうちょ銀行、郵便局(埼玉県、東京都、神奈川・千葉・群馬・茨城・栃木・山梨各県の各ゆうちょ銀行と郵便局) ※納期限内のものに限ります。

○全国のコンビニエンスストア

am/pm、エブリワン、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルKサンクス、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セーブオン、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン

〔見本〕納税通知書

① 30万円以内

② バーコードが印字されている

③ 金額に訂正がない

納税は安全・便利・確実な口座振替を!

市税をあなたに代わって銀行や郵便局の預(貯)金口座から自動で振り替え納税することができ、大変便利です。

●申し込み

「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」(納税通知書に同封〔見本参照〕)に必要事項を記入・押印して、取扱金融機関の窓口か納税課(市役所2階)または各支所・出張所へ

●必要なもの

「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」、引き落としをする通帳、通帳の届け出印、納税通知書

〔見本〕口座振替依頼書・自動払込利用申込書

未納者へ納税の呼び掛けを実施中

⇒収納サポートセンター(TEL 775-5111内線298)

市税の納期限を過ぎても納付を確認することができない人に、収納サポートセンターのオペレーター(電話催告員)が、電話で納期限が過ぎていることをお知らせし、早期の納付をお願いしています。電話催告は土・日曜日も行います。忙しい時間帯に連絡をしたり、納付済みの行き違いがあるかもしれませんが、ご理解とご協力をお願いします。

「振り込め詐欺」にご注意!

市が口座を指定して振り込みを求めたり、ATM(現金自動預払機)の振り込み操作を指示したりすることは絶対にありません。このような振り込め詐欺には十分注意してください。



電話で納付を呼び掛けるオペレーター



市政に苦情があるとき——
市政相談委員制度のご利用を

自治振興課 ⑦75-4597
⑦75-9819

市政相談委員制度とは、市政への苦情を市政相談委員が受けて、公正、中立的な立場で処理し、行政の制度上に問題がある場合は、市に改善や是正を促すものです。

▼手続き 市役所、各支所・出張所、主な公共施設にある「苦情申立書」に記入して、自治振興課(市役所4階)か各支所・出張所へ(郵便も可)▼申し立てできる人 市政への苦情で直接利害のある人(原因になった事実のあった日から1年以内のものに限る)

「市長へのはがき」
——あなたの声を市政に——

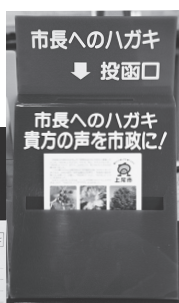
自治振興課 ⑦75-4597
⑦75-9819

市では、市民の皆さんから寄せられる多くの意見をできるだけ市政に取り入れ、「心の触れ合い、優しさを大切にしたい」と願っています。

市に対して感じていることや、望むことなどを「市長へのはがき」(写真)に記入して、意見をお聞かせください。

昨年度は、274件の貴重な意見を頂きました。意見の内訳は、交通関係46件、環境関係33件、教育関係36件、福祉関係41件、土木関係27件、行政サービス関係22件、その他69件でした。このうち、市のホームページを通じて、電子メールで頂いたものは126件でした。

「市長へのはがき」は、総合案内窓口(市役所1階)、各支所・出張所、図書館、市民体育館、文化センター、コミュニティセンター、イコス上尾で配布しています。切手を張らずに、そのまま投函してください。



子ども医療費の助成対象を拡大

子ども家庭課 ⑦75-5120
⑦74-5342

平成22年10月診療分から、小・中学生の通院の医療費も、子ども医療費の助成対象になります。

この助成を受けるには、子ども医療費受給資格証が必要です。対象となる子どもの保護者には、7月下旬に受給資格認定申請書を郵送します。

▼申請方法 受給資格認定申請書に対象の子どもの保険証の写しを添付し、8月20日(金)までに同封の返信用封筒で返送してください。9月下旬に受給資格証を郵送します。

保留地公売 1区画

町谷第一土地区画整理組合では保留地を公売します。保留地公売案内書は、区画整理課(市役所5階)と同土地区画整理組合事務所で配布しています。保留地は購入後、直ちに建築できます。

●町谷第一土地区画整理組合(抽選)

所在地：上60-2 ⑦75-8727・⑦75-8764

▶対象 個人または法人

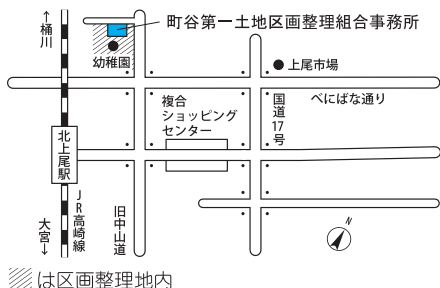
▶抽選参加申し込み

7月14日(水)～22日(木) 午前10時～午後4時(17日(土)・19日(祝)を除く)

▶抽選会

7月25日(日) 午前10時～(午前9時30分から受け付け)

No.	面積(m ²)	単価(円)	総額(円)
1	129.45	132,000	17,087,400



市内循環バス“ぐるっとくん”
バス共通カードは使えません

⇨市民安全課(⑦75-5138・⑦75-9927)

東武バスウエストが担当している市内循環バス“ぐるっとくん”の下記の路線では、バス共通カードは使えません。ICカード「PASMO」は引き続き利用できます。

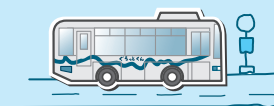
▶対象路線 大石・大谷・平方・東西(右回り)循環

▶担当バス会社 東武バスウエスト

▶問い合わせ先 東武バスウエスト

上尾営業所(⑦725-1044・⑦726-4945)

※“ぐるっとくん”以外の東武バスウエストの路線ではバス共通カードは7月31日(土)まで使えます。





後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

↓保険年金課高齢者医療担当
 (市役所1階10番窓口) ☎77515125
 ☎77519827

後期高齢者医療制度の 保険料率が改定

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに保険料率を決めることになっており、平成22・23年度の県の新しい保険料率が決まりました(表1参照)。これに基づく平成22年度の後期高齢者医療保険料額の決定通知書兼納入通知書は、7月中旬に郵送します。

保険料はすべての被保険者に掛かります。保険料額は被保険者が等しく負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。均等割額と所得割率は、原則として県内は均一です。年間の保険料の限度額は50万円です。世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。

年金天引きから 口座振替へ変更できます

保険料が年金天引き(特別徴収)されている人と、これから年金天引きが開始される人は、支払い方法を口座振替に変更できます(年金天引きを希望する場合は、手続き不要)。

※「年金天引き」「口座振替」のどちらも支払う保険料額は同じです。

変更手続き

①後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書②口座振替依頼書(①②とも保険年金課にある、郵送も可)に必要事項を記入の上、保険証、預(貯)金通帳、口座届け出印を持参して、保険年金課へ

留意点

●年金天引きの場合は、保険料が年金受給者自身の社会保険料控除になります。が、口座振替の場合は、口座振替で支払った人に適用されます。

これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額になる場合があります。

【表1】保険料率の比較

区分	平成20・21年度	平成22・23年度	比較
均等割 (被保険者が等しく負担)	(年間) 42,530円	(年間) 40,300円	(年間) 2,230円減
所得割 (被保険者の所得に応じて負担)	7.96%	7.75%	0.21%減

す。

●変更手続きをしてから、年金天引きが中止されるまでには3、4カ月かかります。

●支払い方法を口座振替に変更した後、残高不足などにより引き落としができなかった場合は、年金天引きに戻すことがあります。

新しい保険証は 7月下旬に郵送

後期高齢者医療被保険者証(保険証)は、8月1日(日)に更新になるので、新しい保険証を7月下旬に郵送します。記載内容(住所、氏名など)と裏面の注意事項を確認してください。

有効期限が過ぎた保険証は、保険年金課または各支所・出張所へ返却するか、はさみなどで切って処分してください。

負担割合

保険証には、医療機関などで受診する際の窓口負担割合が記載されています。この割合は、世帯状況と平成21年中の市・県民税の課税標準額に応じて判定します(表2参照)。

現役並み所得者(3割負担)であっても、収入を考慮した再判定の基準が設けられています(表3参照)。該当する場合、医療機関などで受診する際の窓口負担割合が1割になりますので、保険年金課へ申請してください。

さい。

※申請には、保険証と確定申告書の写しなど収入の分かるもの(公的年金以外の収入のある人)が必要です。

【表2】負担割合を判定する所得基準

区分	医療機関の窓口負担	市県民税課税標準額
一般・低所得者	1割	145万円未満
現役並み所得者	3割	145万円以上

※一般所得者＝住民税課税世帯、低所得者＝住民税非課税世帯。
 ※負担割合は、同一世帯に属する被保険者だけの所得と収入で判定します。

【表3】後期高齢者医療制度・負担割合の再判定基準

世帯の状況	収入額 (必要経費などを差し引く前の収入額の合計)	負担割合
被保険者が2人以上	各被保険者の収入額合計が520万円未満	1割
被保険者が1人	383万円未満	
被保険者が1人 (同一世帯内に70～74歳の人がいる)	ほかの世帯員(70～74歳の人)を含めた収入が520万円未満	



国民健康保険加入者の皆さんへ

↓保険年金課国保資格・課税担当
☎775-5136
市役所1階8番窓口 ☎775-9827

新しい高齢受給者証(藤色)を7月下旬に郵送

国民健康保険(国保)高齢受給者証(藤色)は、8月1日(日)に更新になるので、新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送します。有効期限が過ぎた高齢受給者証は、保険年金課または各支所・出張所へ返却してください。

■負担割合

国保加入者は、70歳の誕生日の翌月(1日生まれは誕生日)から75歳の誕生日の前日までは、高齢受給者証を医療機関などの窓口で提示することで、1割(平成23年4月からは2割)または3割負担になります。負担割合を判定する所得基準は、後期高齢者医療制度と同様です(8ページ表2参照)。負担割合の判定は、同一世帯に属する70歳から74歳までの国保加入者の所得を基に行うため、同一世帯の人は同じ負担割合になります。

※75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度に加入することになります。

■負担割合の再判定

現役並み所得者(3割負担)でも、収入を考慮した負担割合の再判定基

準が設けられています(表4参照)。該当する人は、次の①～③を持参して、保険年金課へ申請してください。

- ① 国保被保険者証(保険証)
- ② 国保高齢受給者証
- ③ 公的年金以外の収入がある人は、確定申告書の写しなど収入の分かるもの

同一世帯内の70歳以上の人が国保を加入・脱退した場合や所得額の変更があった場合は、負担割合をさかのぼって変更することがあります。※医療機関にかかるときは、保険証

【表4】国保・負担割合の再判定基準

世帯の状況	収入額 (必要経費などを差し引く前の収入額の合計)	負担割合
70～74歳の国保加入者が2人以上	該当者の収入合計が520万円未満	1割 (平成23年4月以降は2割)
70～74歳の国保加入者が1人	383万円未満	
70～74歳の国保加入者が1人、かつ同一世帯内に後期高齢者医療制度に移行した旧国保加入者がいる	後期高齢者医療制度に移行した旧国保加入者の収入合計が520万円未満	

と高齢受給者証を提示してください。

年金天引きから口座振替へ変更できます

国民健康保険税が年金天引き(特別徴収)されている人と、これから年金天引きが開始になる人(7月上旬に発送する納税通知書で確認してください)は、支払い方法を口座振替に変更することができます(年金天引きを希望する人は手続き不要)。

※「年金天引き」と「口座振替」のどちらにも年税額は同じです。

■変更手続き

①特別徴収中止申出書②口座振替依頼書③②とも保険年金課にある、郵送も可)に必要な事項を記入の上、保険証、預(貯)金通帳、口座届け出印を持参して、保険年金課へ

■留意点

●年金天引きの場合、納付された保険税は年金受給者自身の社会保険料控除になりますが、口座振替の場合は、口座振替で支払った人に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が減額になることがあります。

●手続き後、年金天引きが中止されるまでには3、4カ月かかります。

●支払い方法を口座振替に変更した後、残高不足などにより引き落としができなかった場合は、年金天引き

に戻すことがあります。

国民健康保険税の軽減(非自発的失業者)

解雇や倒産などで離職を余儀なくされた「非自発的失業者」は、国民健康保険(国保)税の算定、高額療養費などの所得区分判定で、前年給与所得を100分の30として算定する軽減制度が本年度から始まります。

■軽減対象者

次の①～③のすべてを満たす、平成21年3月31日以降に離職した人

- ① 国保加入者
- ② 離職時点で65歳未満
- ③ 雇用保険受給資格者証の「理由」欄のコードが次のいずれかである

↓11、12、21、22、23、31、32、33、34(特定受給資格者と特定理由離職者(非自発的失業者)に対応する離職理由コード)

※離職理由はハローワークにお問い合わせください。

■適用期間

離職日の翌日から翌年度末までで、国保の資格を喪失した時点(社会保険加入など)で終了です。

※制度が始まる前1年以内(平成21年3月31日以降)に離職した人は、平成22年度だけ軽減されます。

■申告方法

「雇用保険受給資格者証」を持参して、保険年金課へ



国保・後期高齢者医療制度加入者の 高額療養費、入院時の窓口負担

保険年金課
国保給付担当 0775-51136
高齢者医療担当 0775-51255
0775-9827

国民健康保険(国保)、後期高齢者医療制度加入者が、月ごとの医療費の一部負担金が高額になった場合、年齢と所得に応じた自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

医療機関に入院した場合、窓口で「限度額適用認定証」標準負担額減額認定証を提示することで、医療費の一部負担金の支払いは、高額療養費の自己負担限度額までとなり、食事負担額が減額されます。

※差額ベッド代などの保険診療外や食事負担額は別途負担が必要です。

現在の認定証は7月31日(土)で有効期限が切れるため、必要な人はあらかじめ申請が必要です。

※後期高齢者医療制度加入者で、現在認定証を持ち、交付要件を満たす人には申請書を郵送します。

※70歳以上の一般・現役並み所得の国保加入者は、高齢受給者証が限度適用認定証と同様の効力があります。

※後期高齢者医療制度加入者の一

般・現役並み所得者は被保険者証が限度額適用認定証と同様の効力があります。

▼対象 国保加入者(70歳未満は国保税完納者、70歳以上は住民税非課税世帯)、後期高齢者医療制度加入者(住民税非課税世帯)

▼申し込み 被保険者証を持参して、保険年金課(市役所1階、国保加入者は8番窓口、後期高齢者医療制度加入者は10番窓口)へ

国民年金保険料の免除制度と 若年者納付猶予制度

保険年金課 0775-51137
0775-9827

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難なときは、申請により保険料の納付が免除・猶予になる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」をご利用ください。

●保険料免除制度

保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の一部が免除される「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があります。

▼対象 次のいずれかに該当する人(学生を除く)

- ①本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下
- ②天災や失業などの事由で納付が著しく困難

③生活保護法による生活扶助以外の扶助などを受けている

④地方税法上の障害者または寡婦で、前年の所得が一定額以下

⑤特別障害給付金を受けている

●若年者納付猶予制度

30歳未満の人で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合、承認されると保険料が猶予されます。

【共通事項】

▼承認の効果

- ①承認期間は老齢基礎年金の受給に必要な期間(最低25年)に含まれる
- ②障害・遺族基礎年金の受給対象期間になる

※保険料の一部を免除された場合、保険料を納付しない月は「未納期間」になります。

③年金額に一部反映される(若年者納付猶予制度は、年金額への反映はありません)

▼承認期間 平成21年度分(平成21年7月～平成22年6月)／7月31日(土)まで申請可能、平成22年度分(平成22年7月～平成23年6月)／7月1日(木)～平成23年7月31日(日)まで申請可能

▼申し込み 年金手帳と印鑑を持参して、保険年金課年金担当(市役所1階9番窓口)または各支所・出張所へ

▼特例免除 失業した場合は、雇用保険の「受給

資格者証の写し」か「離職票の写し」を提出することで、失業者の所得を除外して審査します。

▼留意点

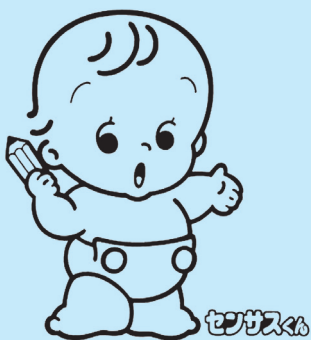
①前年度、特例免除により免除が承認された人、一部免除が承認された人で、引き続き免除を希望する人は再度申請が必要です。

②平成21年1月1日以降に転入した人は、所得(課税・非課税)証明書など前年所得と所得控除額が明らか書類が必要になる場合があります。

▼追納 承認期間の保険料は10年以内であれば、さかのぼって納付することができます。

※承認期間から3年度目以降の追納は加算額があります。

今年10月1日(金)に平成22年国勢調査があります。



※詳しくは「広報あけお」9月号でお知らせします。

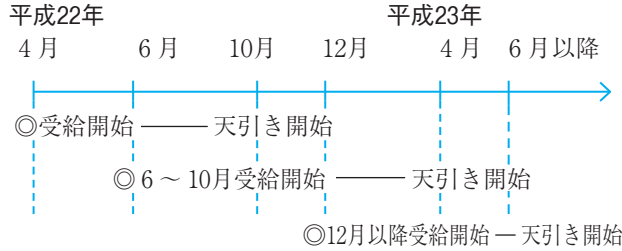
⇒庶務課統計担当(0775-4989・0775-9819)



【図1】特別徴収(年金天引き)の開始時期

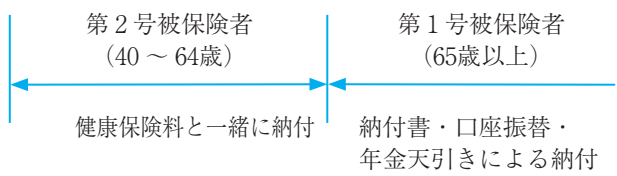
年金(年額18万円以上)の受給開始が4月の人は、10月から介護保険料の年金天引きが開始になります。年金の受給開始が6・8・10月の人は平成23年4月から、12月以降の人は平成23年6月以降から天引き開始になります。
※受給手続き時期により、下記のとおりにならない場合があります。

年金支給月



【図2】介護保険料の納付方法

第1号被保険者の保険料については高齢介護課へ、第2号被保険者の保険料については所属する健康保険へお問い合わせください。



介護保険
65歳以上の皆さんへ

高齢介護課 775-5127
776-8872

●納入通知書を7月上旬に郵送

第1号被保険者(65歳以上)へ「納入通知書(介護保険料額決定通知書)」を7月上旬に郵送します。具体的な納め方は、同封のしおりをご覧ください。

平成22年度中に65歳を迎え、老齢基礎年金、退職年金、遺族年金、障害年金の受給が6月以降に始まる人は、平成23年2月までは普通徴収納付書(コンビニでの納付は不可)か口

座振替)で納付し、平成23年4月以降に特別徴収(年金天引き)が始まります(図1参照)。

第2号被保険者(40～64歳)は加入している健康保険の保険料と一緒に納めることになっています(図2参照)。

●保険料Q&A

Q 保険料は、なぜ納めなければならないのですか？

A 介護保険制度では、40歳以上のすべての人が保険料を納めることになっています。皆さんが負担する保険料で介護保険事業を運営しています。介護が必要となったときに安心して利用するためにも保険料の納付

は大切です。保険料を滞納すると介護サービス利用の際、給付が制限されることがありますので、ご注意ください。

Q 特別徴収になっていますが、4・6月の保険料はどのように決まるのですか？

A 保険料決定前の期間を仮徴収期間とし、基本的に2月と同額を天引きし、7月の保険料決定後に年額を8月以降の期間で調整します。

Q 特別徴収されていますが、口座振替に変更するにはどうすればよいですか？

A 介護保険料が特別徴収になっている人は、口座振替に変更することはできません。後期高齢者医療保険料とは仕組みが異なりますので、ご注意ください。

●保険料の納付相談

介護保険料の納付で困ったときは、高齢介護課(市役所2階③番窓口)へご相談ください。

日本脳炎予防接種

健康推進課 774-1411
(保健センター内) 776-7355

平成17年から積極的勧奨を差し控えていた日本脳炎の定期予防接種が、「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」(平成21年6月から使用開始の

第1期(6カ月～7歳6カ月未満)に対する安全性が確認され、接種勧奨できることになりました。

ただし、当該ワクチンの供給量が少ないため、次の対象者から接種をお勧めします。また、第1期対象者で海外渡航などでの感染危険度があり、早期に接種希望の人も接種できます。

勧奨の差し控えにより接種機会を逃した人と第2期(9～13歳未満)の対象者への経過措置は、厚生労働省が検討中です。情報が入り次第、お知らせします。

- ▼接種勧奨対象者 3歳児(第1期接種対象の標準年齢)
- ▼回数 3回(1～4週の間隔で2回接種し、おおむね1年後に1回接種)
- ▼費用 無料
- ▼持ち物 母子健康手帳、予診票、保険証

※予診票は、健康推進課、市民課、各支所・出張所にあります。

▼接種場所 市内実施医療機関と県内相互乗り入れ実施医療機関

※厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/qa/kenkou/nouen/index.html>)に「日本脳炎ワクチン接種に係るQ&A 平成22年4月改訂版」が掲載されていますのでご覧ください。